

大規模災害時における派遣隊員の子供預かりに関する協定書（案）

社会福祉法人「足跡の会」が運営する 保育園（以下「甲」という。）と陸上自衛隊座間駐屯地（以下「乙」という。）は、大規模災害時における座間駐屯地所属派遣隊員（以下「丙」という。）の子供の一時預かり等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生し、乙が実施する「子供の面倒を見る施設」の運営に際し、甲が乙及び丙に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この協定は、甲の施設内における被害が軽微で、かつ甲の施設における保育機能が損なわれていない場合に適用するものとする。

（支援内容）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項の支援を行う。

- (1) 乙の駐屯地内に設置する「子供の面倒を見る施設」への保育指導ボランティア派遣等の支援
- (2) 甲に受入余裕がある場合、丙のうち希望する隊員子供との短期間私的契約を含む保育支援
- (3) 乙の関係隊員に対する甲の保育園研修の受入
- (4) その他派遣の状況に応じ必要と思われる事項

（調整窓口）

第4条 この協定に定める支援の調整については、甲の代表者から指定される職員、乙においては座間駐屯地業務隊厚生科厚生班を窓口とする。

（情報提供）

第5条 乙は、甲に対し、第3条に規定する支援のために必要な情報を提供する。

（個人情報保護）

第6条 甲は、乙及び丙が通知した個人情報を、一時預り以外の目的で使用しないものとする。

(賠償責任)

第7条 第3条第1号及び第2号に規定する支援の際、賠償事案が生起した場合には、甲、乙及び丙で協議する。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから協定解除の申出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成31年 月 日

甲 神奈川県座間市
社会福祉法人 足跡の会
理事長 溝 淵 信 一

乙 神奈川県相模原市南区新戸2958
陸上自衛隊座間駐屯地司令
1等陸佐 尼 子 将 之